

大学入試における合理的配慮について

【背景】

- 令和6年4月から私立を含むすべての大学等において障害のある学生への合理的配慮の提供が義務化され、引き続き大学入試においても対応が求められている。

【令和8年度大学入学者選抜実施要項における記載（一部抜粋）】

- 障害のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよう配慮する。

「第5次障害者基本計画」（令和5年3月閣議決定）、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月公表）、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）の記載事項について、も十分に留意すること。

なお、入試における合理的配慮の具体的な例としては、以下のとおり。

- ① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成
 - ② 特定試験場の設定、試験場への乗用車での入構、座席指定の工夫
 - ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など
- 合理的配慮の内容を決定する際には、障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択肢も含めた対応を柔軟に検討することが求められている。また、事前相談の時期や方法について充分配慮しつつ、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、申請手続き等を明確に示しておくことが望ましい。
 - 各大学は、障害のある入学志願者に対し、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、出願等に必要な事項の伝達においても、合理的配慮を行う。
 - 入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開する。
 - 合理的配慮の提供による代替措置等を行う場合については、評価方法を明確化することが望ましい。
 - 次のような公平性・公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。
- ・ 合理的配慮を行っていることを理由に入学試験の結果を減点することや、特定の科目が免除されているにもかかわらず、そのことを考慮せずに一律に合計点を比較することによって、合理的配慮を受けた受験生に対して不利な扱いをすること。

※ 点字による出題について

セキュリティ便等を利用することで、秘密保持の観点に留意した事前点訳が可能であるため、委託業者等ともよくご相談いただくようお願いします。